

『平成18年度施策実施状況調書』

施策名		(施策25) 地方公共団体の公債費負担の適正化			担当部局名	自治財政局 財務調査課		
施策の概要		<p>基礎的自治体である市町村については、住民に密着した行政サービスを将来にわたり安定して提供していくことが強く求められるが、地方税収入が3年ぶりに増加に転じた(平成16年度決算では対前年度比0.4%増)ものの、公債費負担が増大していること(平成16年度の起債制限比率は11.2%で、平成10年度と比べて0.5%増)等から、財政構造の硬直化が進んでいる。</p> <p>このような状況を踏まえ、市町村が自主的・計画的に公債費負担の適正化を推進しつつ、その期間内においても事業の確保が図られるよう、昭和62年度から公債費負担適正化計画を確認した団体に対して財政上の措置を講じ、公債費負担適正化計画策定団体が当該計画に基づき起債制限比率を、原則として7年度以内に13%以下に下げることができるよう設定しているものであり、これにより市町村の財政硬直化を抑え、財政健全化に資するものである。</p>						
主な指標の状況		主な指標等		目標値	目標年度	15年度	16年度	17年度
		公債費負担適正化計画の完了割合		100%	17年度	100%	100%	100%
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要		○年度	○年度	○年度	
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要					
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要						
	公債費負担の適正化	公債費負担の重い市町村が、真に必要なかつ効果的な事業については実施しながら計画的に公債費負担を軽減できるよう、自主的に公債費負担適正化計画を策定し、公債費負担の適正化に取り組む市町村に対して財政上の支援措置を講じた。						
(業務改善への取組状況)		特になし						
本施策に関する課題等の状況		今後とも引き続き、公債費負担適正化計画の着実な実施などにより、財政収支を改善し、財政の健全化を推進することが必要				予	制	事
本施策に関する専門家の意見等		特になし						
本施策に関する主な資料		平成18年版地方財政白書						